

# まちなか開発サポートガイド



各メニューの詳しい内容は市街地整備課へお問い合わせください。

## 1 まちなか不動産の活用をお考えの方へ

### 1 アーバンデザイン改修支援補助金 **問** 官民連携まちづくり係 (027-898-6946)

アーバンデザイン策定区域内※1の建築物等を改修する事業者に改修に係る費用の一部を補助します。

#### ①住宅転用促進事業

##### ・補助対象事業

区域内の空きビル等を有効活用し、共同住宅やシェアハウス等へ用途変更※2する事業

##### ・補助金額※3 《世帯用》100万円／戸、《単身用及びシェアハウス用》50万円／戸

#### ②アーバンデザイン・ガイドライン改修事業

##### ・補助対象事業

区域内の指定路線に面した建築物、敷地を「アーバンデザイン・ガイドライン」を指針とし整備する事業

##### ・補助金額※3 上限100万円

事業着手前に申請の上、交付決定を受ける必要があります。

○店舗等を開業する際は、産業サポートガイドの「5 まちなかで創業・事業を行う」を参照してください。

### 2 優良建築物等整備事業 **問** 再開発係 (027-898-6004)

中心市街地※4において、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備※5を行う事業者に対して整備費用の一部を補助します。

#### ◇補助金額：

予算の範囲内において、補助対象経費の2/3以内

#### ◇補助対象経費：

調査設計計画費（事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費）

土地整備費（建築物除去等費、補償費等）

共同施設整備費

#### ◇申請スケジュール：

事業実施予定年の前年度に予算要望等の手続きを経る必要があります。

（国費概算要望：6月、市予算要望：9月、国費本要望：11月）

事業着手前に申請の上、交付決定を受ける必要があります。

### 3 市街地再開発事業 **問** 再開発係 (027-898-6004)

中心市街地※4における土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づいて、第一種市街地再開発事業※6を施行する者に対して整備費用の一部を補助します。

#### ◇補助金額：

予算の範囲内において、補助対象経費の2/3以内

#### ◇補助対象経費：

調査設計計画費（事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費、権利変換計画作成費）

土地整備費（建築物除去等費、仮設店舗等設置費、補償費等）

共同施設整備費

#### ◇申請スケジュール：

事業実施予定年の前年度に予算要望等の手続きを経る必要があります。

（国費概算要望：6月、市予算要望：9月、国費本要望：11月）

事業着手前に申請の上、交付決定を受ける必要があります。

※1 該当区域は裏面をご覧ください。

※2 耐火、耐震性能などの必要な条件があります。

※3 工事費、整備費の1/2を上限とします。

市HPへはこちらから



※4 該当区域は裏面をご覧ください。

※5 敷地要件、耐火要件、建物規模、空地の確保、バリアフリー対応、省エネ対応など、必要な条件があります。

市HPへはこちらから



※6 敷地要件、耐火要件、建物規模、空地の確保、バリアフリー対応、省エネ対応など、必要な条件があります。

市HPへはこちらから



## 2 補助事業を実施する団体等への支援

### 1 再開発等推進団体助成補助金

問 再開発係（027-898-6004）

各種補助事業を推進する団体が事業の実施や活動のために必要な準備段階の経費の一部を補助します。

◇補助対象事業者：以下の事業を推進する団体  
市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業

◇補助対象経費：

事業の基本計画及び採択承認申請書作成などの基本構想等の作成に係る調査研究費、勉強会のための講師派遣や会議室確保などの企画及び運営に係る経費等

◇補助金額：予算の範囲内において、補助対象経費の2/3以内で、1事業につき通算300万円を上限※7

事業着手前に申請の上、交付決定を受ける必要があります。

市HPへはこちらから

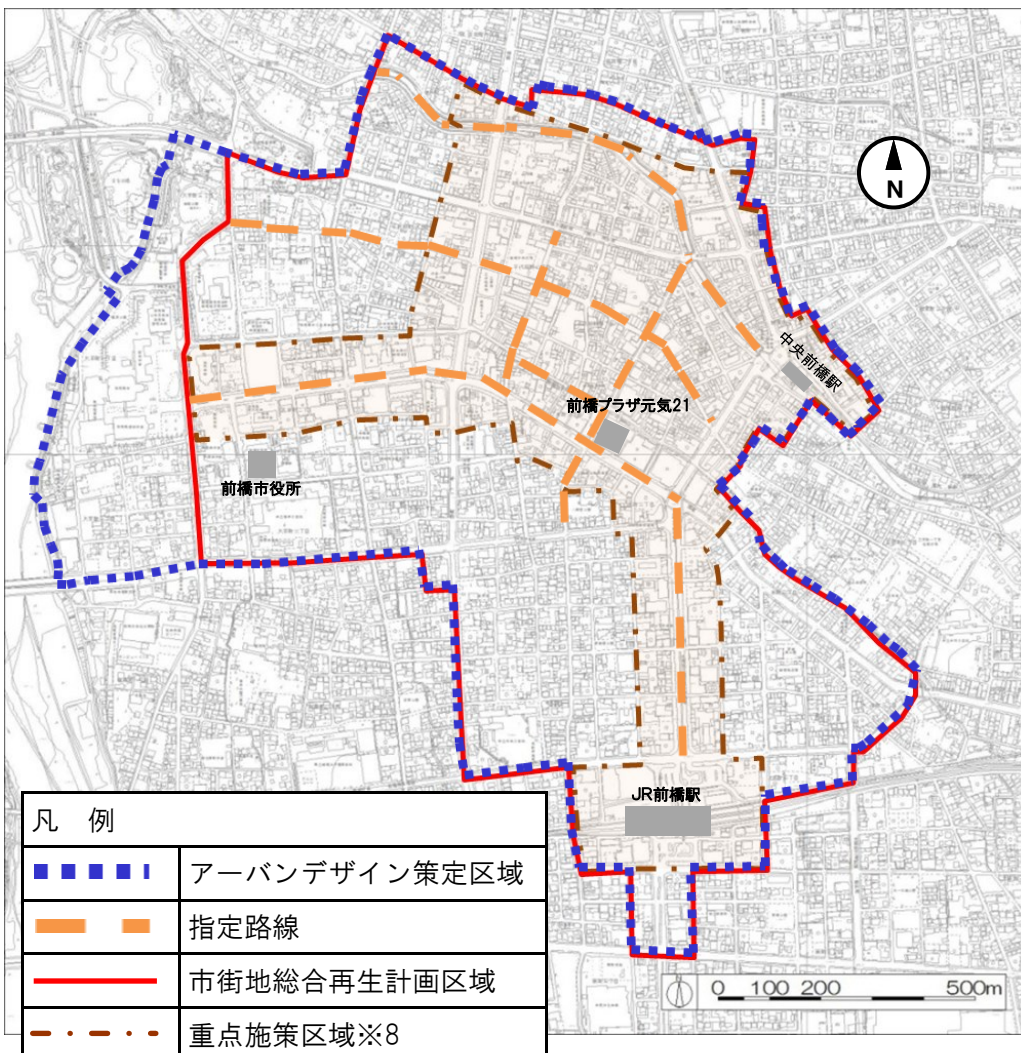


※7 最初の交付決定から2会計年度を交付対象期間とし、年度ごとの交付となります。

### 【対象区域図】

1-1①はアーバンデザイン策定区域、②は指定路線が対象区域です。

1-2、1-3、2は市街地総合再生計画区域が対象区域です。



※8 重点施策区域は、市街地総合再生計画区域内において、特に1-2、1-3を重点的に促進する区域です。